

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N520
2014・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 司法は生きていた—大飯原発3、4号機運転差止訴訟勝訴報告…………… 吉川健司
司法の良心は存在した—袴田事件再審村山決定…………… 角替清美
門前払いの辺野古違法アセス訴訟控訴審判決…………… 加藤 裕
護衛艦「たちかぜ」イジメ自殺訴訟—10年目の「完全勝利」…………… 田渕大輔
戦争予防訴訟としての安倍首相の靖國参拝違憲訴訟…………… 井堀 哲

ロースクールの実情と法曹養成

- 「66期司法修習生」という立場…………… 伊藤真悟
3つの議長声明を発表…………… 青法協弁学合同部会



紫陽花の季節

司法は生きていた

大飯原発3、4号機運転差止訴訟勝訴報告

北陸 吉川 健司

1

二〇一三年一月二五日付青年法律家において弁護団長の佐藤辰弥会員が報告した大飯原発三、四号機運転差止訴訟ですが、ご存じのとおり、二〇一四年五月二日一五時、福井地裁において、裁判所は、関西電力に対し、大飯原発三、四号機の原子炉を運転してはならない、という主文を言い渡しました。

もんじゅ訴訟の控訴審判決、志賀原発訴訟の第一審判決以来、三番目の原発における勝訴判決です。判決の全文は、福井から原発を止める裁判の会HP (<http://adlecump.com/>) からPDFでダウンロード可能です。

裁判所の判断部分は約三〇頁とそれほど長くありませんが、その内容は、分かりやすい上に、極めて格調高いものであり、すばらしい判決文です。

2

できれば全文を引用したいくらいの判決ですが、以下では、主な部分を紹介します。

まず、判決は、「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす権利」ということができる「原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法二三条一項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである」と述べて、住民の人格権が、原発を稼働させるという経済活動の自由よりも重視されるべき

だと述べました。

その上で、福島原発事故により、原発技術の危険性、被害の大きさが明らかになったことから、原発を稼働させて原発事故が発生すれば、人格権の中核部分が極めて広汎に奪われる事態を招くため、「かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められる」としました。それゆえ、「本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのか判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と述べました。裁判所の役割をここまで明確に述べた判決はほとんどないでしょう。

次に、地震が起きた際に原発の冷却機能が維持されるか否かの判断において、「地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生や機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない」「正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるをえない」として、現時点での地震の規模の想定には科学的な限界があるとし、「したがって、大飯原発には二六〇ガルを超える地震（関西電力も炉心燃料の重大な損傷を回避する手段がなくな

ると認めている規模の地震―筆者注）は来ないと
の確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可
能である」としました。地震という自然現象に対
する現在の科学的知見の限界を踏まえたこの判断
は、この判決において特に重要な部分であると言
えます。

さらに、関西電力の「七〇〇ガルを超える地震
（関西電力が炉心損傷の原因となることを認めて
いる規模の地震―筆者注）が到来することはまず
考えられない」との主張に対しては、「全国で二〇
箇所にも満たない原発のうち四つの原発（女川原
発、志賀原発、柏崎刈羽原発、福島第一原発のこ
と―筆者注）に五回にわたり想定した地震動を超
える地震が平成一七年以後一〇年足らずの間に到
来しているという事実を重視すべき」である、「本
件原発の地震想定が基本的には前記四つの原発に
おけるのと同様、過去における地震の記録と周辺
の活断層の調査分析という手法に基づきなされた
にもかかわらず、被告の本件原発だけが信頼に値
する」という根拠は見いだせない」として、関西電
力の主張に根拠がないとしました。

また、関西電力が、基準地震動である七〇〇
ガル以下の地震が起きた場合に、外部電源が断た
れ、主給水ポンプが破損するおそれがあることを
認めながら、非常用ディーゼル発電機と補助給水
設備で冷却機能が維持されると主張していること

に対し、裁判所は、冷却機能維持のための手順の
いずれか一つに失敗しただけでも、加速度的に深
刻な事態に進展し、未経験の手作業による手順が
増えていき、不確実性も増していくのであるから、
事態の把握の困難性、時間的な制約のなかで、冷
却機能維持の実現に困難が伴う、として、関西電
力の主張に根拠がないとしました。

そして、「地震大国日本において、基準地震動
を超える地震が大飯原発に到来しないというのは
根拠のない楽観的見通しにすぎない上、基準
地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失に
よる重大な事故が生じ得るというのであれば、そ
こでの危険は、万が一の危険という領域をはるか
に超える現実的で切迫した危険と評価できる」と
して、運転差止を認めました。

最後に、コスト論について、「当裁判所は、極め
て多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代
の高い低いの問題等とを並べて論じような議論
に加わったり、その議論の可否を判断すること自
体、法的には許されないことであると考えている」
「コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議
論があるが、たとえ本件原発の運転停止によつて
多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流
出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこ
に国民が根を下ろして生活していることが国富で
あり、これを取り戻すことができなくなることが

国富の喪失であると当裁判所は考えている」と判
示して、関西電力のコスト論を二蹴しました。

判決文をかなり引用して紹介しましたが、これ
も判決文が分かりやすいからこそです。しかも、
分かりやすいだけでなく、伊方最高裁判決、使用
済み核燃料の問題、新規制基準等にも触れてお
り、全体として隙のない判決になっています。こ
の判決の論理を覆して、原発を再稼働させること
は、決して簡単なハードルではありません。

3

判決本文が読み上げられた後、原告の方
が「司法は生きていた」の旗を出しました。
原発訴訟においては、原告の敗訴が連続し、わず
かに勝訴したもんじゅ訴訟、志賀原発訴訟も、上
訴審において逆転されたように、裁判所は、原発
訴訟に関しては、行政と事業者の主張を追認する
ばかりだったため、原告・支援者の実感として、
裁判所は「瀕死状態」としか評価できませんでし
た。そのような状況で、今回の勝訴判決だったた
め、「司法は生きていた」という言葉になりました。

今後も、各地の原発訴訟で判決が出されるでし
ようが、「やはり司法は死んでいた」とならないよ
う、裁判所の見識を示した判決であってほしいと
思います。

4

関西電力は、福井地裁判決において「国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもとにかような

対応が成り立っている」と厳しく批判されたにもかかわらず、判決日の翌日には控訴しました。

弁護団は、控訴審、上告審において、この判決を維持し、原発を再稼働させないため、全力を尽

くす決意を固めています。全国の会員の方々の訴訟に対するご支援をよろしくお願いいたします。

司法の良心は存在した

袴田事件再審村山決定

静岡県 角替 清美

ま さに感動的としか言いようのない決定だった。

二〇一四年三月二七日、静岡地方裁判所は、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する旨決定した。

同決定は、四八年もの間、多くの裁判官が見て見ぬふりをしてきた袴田事件の証拠を常識的な視点で真正面から検討し、袴田氏を死刑とした確定判決の決め手の証拠とされた五点の衣類をはじめとする証拠が捜査官によってねつ造された疑いを

指摘した。

そして、村山浩昭・大村陽一・満田智彦裁判官は「拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反すると言わざるを得ない。一刻も早く袴田の身柄を解放すべきである」と強い決意を表明して決定を締めくくった。

釈放された。

静 岡地方裁判所は、その決意の通り、検察官の「拘置を継続する職権発動の申立」に対しても「職権発動しない」旨を直ちに決定し、決定から約六時間後、袴田さんは実に四八年ぶりに

弁護団は、決定の直後から、静岡組・拘置所組・霞ヶ関組に分散して活動した。静岡組は、検察の動きをにらみながら、駆けつけた多くの支援者とともに地検への申し入れ、及び、地裁への申し入れを状況に応じて繰り返し行なった。拘置所組は、袴田氏に面会し吉報を知らせるとともに、一刻も早い釈放を求めた。霞ヶ関組は、まずは高裁へ赴き予想される検察官の釈放に関する抗告を速やかに却下することを申し入れ、高検及び最高検

に対して即時抗告をしないように申し入れた。特に、高裁に対しては記録も見ずに抗告を認容しないように決定書の写しを差し入れた。決定後は、刻一刻と変わる状況に対応するため、それぞれ分散した弁護士間で携帯電話連絡を行って動いていた。とにかく、今まで誰も経験したことのない状況であり、すべてが手探りだった。霞ヶ関にいた弁護人はテレビを見ていた人よりもずっと後になつて袴田さんの姿を見たのだらうと思う。

（こ）の日の出来事を目撃した多くの方々は、たった三人の裁判官によつて、日本に正義がもたらされた感動を味わつたことと思う。

至極当たり前のこの決定を下すために、裁判官たちにどれほどの決意が必要だったことか。そのことを思うとき、日本の裁判官が、如何に事実と法にのみ従つて判断できる環境に置かれていないかに改めて気づく。

ともかくにも、まずは、事実と法に従つて妥協のない判断をした三人の裁判官に心からの敬意を表したい。

（決）定の最も重要な価値は、この感動的な結論が、事実に従つて緻密に導かれており、したがつて、批判の入り込む隙がない所である。私は、それは、「こう言つたらひっくり返されるか

ら」とか「この程度にしておけば両方納得するだろう」というような、ありがちな政治的配慮がまったくされていないからだと考える。

もちろん、「検察がこう主張しているからその点はすべて判断から除くとしても、それでもこうなるでしょ」というような判断はされているが、これは政治的配慮ではない。どこまでも事実と常識に基づく判断であるから、それに対する反論は必然的に空虚なものになるのである。

特に、DNAについては、裁判官自らがその原理を十分に理解して、検察側の机上の空論に惑わされずに、純粹に科学的な見地から判断しており、非常に説得的である。

（三）月三日、検察官は、世界中の世論に反して即時抗告をした。日本の検察が世界の笑ひ者になつた日である。

検察の主張はおかしいものばかりであるが、ここではDNA鑑定についての主張をいくつか挙げよう。

原審の検察官の主張の中で、私が最もあきれたのは、検察官が本田克也鑑定人について、「同人は足利事件の再審において鑑定を行った者であり、科学という名の下に足利事件を混乱させた人物である」というような批判をしたことである。足利事件において、科学の名の下に誤つた鑑定を

行つて無実の菅家さんを長年にわたつて拘束したのは外でもない、検察官である。その検察官が、どのような大義名分があつて、誤つた鑑定を正した本田鑑定人に対してこのような批判ができるのか。余りの非常識さに驚き、あきれざるばかりであった。

検察官は、即時抗告においても、「袴田事件では鑑定はできないはずだ」という根拠のない主張の下、本田鑑定人の鑑定内容を批判しているだけである。

本田鑑定人がDNAを抽出した手法については、世界的に権威のある雑誌に二度も掲載されて何の問題も指摘されていない。にもかかわらず、検察は何のデータも、反証実験も、手法のどの部分が具体的に問題であるのかさえも示さず、これをひたすら批判している。

最近話題の小保方氏の論文問題と比較してみると、良くわかる。小保方氏の件は、論文のどのデータが問題なのか、再現しようとしても再現できていないことなどが具体的に指摘されて問題になっている。ところが、本件における検察官の主張は、単に「本田の手法ではできないはずだ」というばかりで、「できなかった」という主張ですらないのである。

さらに驚くのは、本田鑑定人が検察官の求めに応じて、捜査機関で一般的に使われているキット

を、捜査機関と同様にキットの指示通りの条件でテストしているにもかかわらず、「コンタミが発生しないという保証はないから、信用できない」という主張をしている点である。では、彼らが普段行っているDNA鑑定も信用できないということなのか？ まさにご都合主義としか言いようのない主張である。

この他にも、決定が、本田鑑定が信用できるとした根拠として、同鑑定では、数多くテストされた対照試料（何もついていないと思われる部分から採取されたサンプル）からは一つの型も検出され

ておらず、一方で血痕付着部分のサンプルからは型が検出されている点を上げたことについては、「単に確率統計的な判断であり、不合理」としている。普通の人から見れば、その様な検察官の主張こそが非科学的で不合理であることが理解できないのか？

（以）

上の通り、検察官の主張は余りにも不合理なものであり、弁護団としては速やかに撃墜できると考えている。

既に、DNA鑑定の本場アメリカ合衆国やイギ

リスで活躍している専門家からも本田鑑定を支持する意見書を得ており、必要に応じて、提出する予定である。

裁判所までもが世界の笑いものにならないためにも、東京高裁第八刑事部（大島隆明裁判長）は速やかに即時抗告を棄却すべきである。

門前払いの辺野古違法アセス訴訟控訴審判決

沖縄 加藤 裕

五月二七日、福岡高裁那覇支部（今泉秀和裁判

長）は、辺野古違法アセス訴訟で、原告らの請求を門前払いした那覇地裁判決を支持し、控訴を棄却する判決をなした。

1 辺野古アセスの経過と問題

辺野古新基地建設にかかる環境影響評価は、二

〇二年三月に市民団体が開催した第一回「ワースト・アセス・コンテスト」で大賞を受賞した最悪アセスである。

辺野古沿岸案は、日米両政府が、二〇〇五年一

○月の米軍再編合意で海上基地案を放棄してキャンプシユワブ沿岸案へ変更したことに始まる。それからのアセス手続は、再編合意での二〇一四年度完成（今年一）という目標から期限を逆算するように、フラッシングと手抜きを繰り返した。主要な問題点だけでも次のとおり挙げられる。

ア アセス途中で、移設工事の一部となる陸上部のキャンプシユワブ内の隊舎移設のための建設工事を、沿岸案とは無関係と称して着手

イ 方法書確定以後に着手すべき現地での調査を、方法書作成以前から着手し、その成果を準備書に援用

ウ 環境現況調査の手法自体、ジュゴンなどに有害な可能性があること

エ 自衛艦「ぶんご」を初めとした大々的な海上警備により環境を攪乱

オ 方法書には運用される航空機や運用状況、建設が予定される施設などの具体的記載がなかったこと

カ 方法書を審査した県環境影響評価審査会から多数の不備を指摘され、二度にわたって方法書と一体となるべき追加・修正資料を提出したにもかかわらず、それら追加について公告縦覧の手続を行わなかったこと

キ 方法書に追加・修正資料を加えたにもかかわらず、さらに準備書段階でヘリパッド設置や係

船機能付護岸などの施設計画を追加したこと

ク 代替案として提示されたのがくわずかな位置移動だけであり、ゼロオプションなど検討するに足りる代替案の検討がまったくなされていないこと

ケ 予測・評価の説明と科学性の欠如

コ 評価書作成後もアセス調査と同様の調査を「環境現況追加調査」として継続していること

そして、沖縄防衛局が、辺野古沿岸にはジュゴンはいないから影響はないと結論づけているにもかかわらず、この五月にも付近でジュゴンの採餌跡が発見されているのだ。

沖縄防衛局の行った環境影響評価手続は、科学性を無視した形ばかりの図書作成を進め、その間に順序を無視した環境調査や事業計画作成を行うというもので、アセスそのものの否定といわねばならない。

2 アセス訴訟で訴えたこと

あまりにも市民を馬鹿にした手続無視に対し、現地で反対運動を続ける人々から、これを法廷で裁いてほしいという怒りがわき起こり、二〇〇九年八月、辺野古アセスやり直し義務確認訴訟が提起された。

本訴は、アセスにおいて意見陳述の機会を必要

としていた住民らが、順序や方法を間違ったアセスによつて十分な意見陳述の機会を奪われたとして、方法書、準備書のやり直し義務の確認と慰謝料を求めたものである。やり直し義務確認については、アセスにおける意見陳述権を主張し、行政訴訟法上の当事者訴訟の形態をとった。このような訴訟は、相模原市清掃工場整備事業事件（二〇〇七年九月五日横浜地裁判決）等これまで限られてきたものである。

3 アセス制度を無にする高裁判決

高裁判決は、一審判決と同様、環境影響評価手続における市民による意見陳述の機会について、いずれもそれらにつき個人の権利があるものではない、と判断した。いわく、環境基本法は、「個人の個別的な生活利益の保護そのものを目的としている」とまで解することは困難である。」とし、これを受けた環境影響評価法における意見陳述の手続についても、「環境影響評価に当たって調査、予測、評価の基礎となる環境情報については、事業者が自らの責任と負担で収集することが基本であるところ、地方公共団体や一般の人々の間にも広く分散して保有されていることから、地域の自然環境の状況や、住民の環境との触れ合いの状況、住民が懸念をもっている環境汚染の要素などにつ

いて地方公共団体や一般の人々に広く提供を求めることにより、事業者が単独で収集するのと比較して的確かつ効率的に収集することができるようになる見地から設けられたもの」にすぎない、というのである。

これではまさに事業者のためのアセスメントでしかありえない。確かに環境影響評価法成立当時の立法担当者の意思はその程度であった。しかし、環境影響評価をめぐる社会情勢の変化に合わせ、また、アメリカのNEPAやヨーロッパでのオース条約のように、環境保全のために手続的正義の重要性がより認識されてきている今日には、それにふさわしい解釈が可能だったはずである。

さらにいえば、本件の国による米軍新基地のための公有水面埋立はより重大な問題を惹起することとなる。このように市民がアセスの違法を訴えられないだけでなく、行政さえもこれを止められない、というおそれが生じつつあることだ。本来ならば、いわゆる「横断条項」と呼ばれる環境影響評価法三三条では、アセス結果を許認可審査の際に考慮しなければならず、そこで環境に配慮しない事業は止められるはずである。ところが、沖縄県知事による公有水面埋立承認に対して新たに提起した承認取消訴訟において、国は、沖縄県の代理人として訟務担当者を送り込み、その答弁書において、「埋立は本来国の権限だから知事

の承認なく埋立をすることもできる」「承認条件に違反しても知事は是正をさせられない」とまで県に言わたのだ。知事による承認手続は行政内部での調整手続に過ぎず、国はこれに拘束されない、ということだ。このような発想を前提とすれば、今までやってきた環境影響評価は、すべて事業者である国の自己満足以外の何ものでもなかったということである。昨年末にかけて、沖縄県知事が公有水面埋立承認をするのか、しないのか、ということが重大な政治課題になっていたのだが、裏ではこのような強引な抜け道が練られていたのである。

4 終わりに

政府は、辺野古の新基地建設のためのボーリング調査などを今夏にも開始する予定である。新基地建設が進むかどうかは、一月に予定されている知事選挙や沖縄からの抵抗運動いかにもかかっている。もちろん、本訴についても次は上告審でのたたかいとなる（辺野古公有水面埋立承認取消訴訟については、本誌No.五十七号の金高望会員による紹介を参考にされたい。）

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

護衛艦「たちかぜ」イジメ自殺訴訟

—10年目の「完全勝利」—

神奈川 田渕 大輔

1

護衛艦「たちかぜ」に乗艦していた一等海士が、先輩の二等海曹からイジメを受け、自殺へと追い込まれたことについて、国と二等海曹に対して損害賠償を求めている護衛艦「たちかぜ」イジメ自殺訴訟は、二〇一四年四月二三日、東京高等裁判所における判決の言渡しを迎えた。

控訴審判決は、二等海曹の加害行為及び「たちかぜ」幹部らの指導監督義務違反と自殺との相当因果関係を否定した原判決を変更し、自殺との相当因果関係を全面的に認めた。一等海士の自殺から一〇年目にして、遂にたどり着いた「完全勝利」の判決であった。

2

第一審の横浜地方裁判所の判決は、一等海士の自殺について予見可能性が認められないとして、自殺との相当因果関係を否定した。

しかし、一等海士は、自殺する一ヶ月前から、複数の同僚に対して、自殺を考えていることを口にしていった。そして、自殺の前日、同僚と飲食をともにした際にも、一等海士は自殺することを口にした。

このような状況があったにもかかわらず、横浜地裁は、一等海士が自殺を考えていることを加害者の二等海曹や「たちかぜ」幹部らは認識していなかったとし、同時に、一等海士が自殺を考えていることは「たちかぜ」艦内の共通認識にもなってい

なかったとして、自殺の予見可能性を否定した。

横浜地裁の判決は、自殺の予見可能性の判断であるにもかかわらず、加害者らが被害者が自殺を考えていることを現に認識していたことを求めるに等しく、自殺の予見可能性のハードルを極めて高く設定するものであった。

3

控訴審判決は、自殺の予見可能性について、一等海士の自殺の一ヶ月前に、「たちかぜ」幹部には二等海曹が後輩隊員に対して暴行を行っていることについて申告がなされていたことから、この時点で、「たちかぜ」幹部らが乗員から事情聴取を行うなどして二等海曹の行状や被害者である後輩隊員らが受けている被害の実態等の調査をしていれば、自殺まで考え始めていた一等海士の心身の状態を把握することができたとして、その上で、二等海曹に対する適切な指導が行われていれば、一等海士の自殺を回避できた可能性があると見て、自殺について予見可能性を認め、自殺との相当因果関係を認めた。

控訴審判決は、「たちかぜ」幹部らが実態の把握に努めれば知り得た情報も加えて自殺の予見可能性を判断するというものであり、現に、「たちかぜ」幹部らが一等海士の変調に気付かなかったとしても、それは単に部下に対する配慮を欠いていたものに過ぎず、自殺の予見可能性に関する判断

を左右するものではないとも判決文で述べている。このように、控訴審判決は、現に得ている情報に基づいて、部下の心身への配慮を行うだけでは不十分で、部下の心身の状況等の把握に積極的に努め、必要な調査等を行えば得られる情報に基づいて、必要な対策を行わなければ、部下に対する安全配慮義務を尽くしたことにならないとするものであり、高く評価することができる。

4

ところで、この裁判では、控訴審の段階になって新たに「艦内生活実態アンケート」などの重要な文書を国が隠匿していたという問題が浮上した。

原審で国の指定代理人を務めた現役の三等海佐が、自らの身の危険を顧みず、勇気ある内部告発を行ってくれたおかげで、国により文書が隠匿されていることが判明したのである。

この「艦内生活実態アンケート」の隠匿問題について、控訴審判決は、文書を保管していた横須賀地方総監部の監察官が、一等海士の両親からの行政文書開示請求に対して、行政文書である「艦内生活実態アンケート」を開示しなかったことを文書の隠匿であったと認定した。さらに、一等海士の自殺の予見可能性との関係で重要な意味を持つ同僚からの聴き取り文書についても行政文書にあたるとした上で、これを「たちかぜ」艦長が開示

しなかったことも、文書の隠匿であったと認定し、自殺に対する損害賠償とは別に、国に対して損害賠償を命じた。

海上自衛隊は、本来は行政文書として管理しなくてはならない文書について、個人ファイルというカテゴリーを独自に設け、行政文書の管理を恣意的に行っていた。個人ファイルに綴じられた文書は行政文書でないから開示しなくても違法ではないなどという海上自衛隊の恣意的な行政文書の管理のあり方を容認したのでは、情報公開制度そのものが成り立たなくなってしまう。

その点について、東京高裁が、行政文書として管理すべき文書を行政文書として管理せず、一等海士の両親からの行政文書開示請求に対して文書を開示しなかったことを文書の「隠匿」と認め、損害賠償まで命じたことは、情報公開制度のあり方との関係でも大きな意味を持つものである。

5

今年の一月二七日で、一等海士の自殺からちょうど二〇年になる。

彼の家族は、この一〇年間、彼に着せられた汚名を晴らし、その死に対する責任を国と加害者にとらせるために闘ってきた。国の心ない主張に苦しめられ、自殺との相当因果関係を認めなかった横浜地裁の判決に涙した。それでも闘ってきた家族の思いが、三等海佐の内部告発を呼び、控訴審

判決に結実したのだと思う。控訴審判決での勝利を得るにあたり、三等海佐の内部告発はまさに千万の味方を得たものであり、三等海佐には心からの感謝と敬意を表したい。

東京高裁で判決が言い渡された後の家族の表情は晴れやかで、判決は一等海士が生きてきた証になるとの喜びを口にしていた。そのこと自体は、弁護団の一員として率直に嬉しい。しかし、残念ながら、今回の判決をもってしても、一等海士の命を取り戻すことはできない。一度失われた命は、何があっても取り戻すことはできないのである。

自衛隊内部では、未だに「私的制裁」が横行しており、「私的制裁」により死へと追い込まれている被害者が確実に存在する。自衛隊は、私的制裁の防止や自殺対策を掲げているが、目に見える形で成果が出ているとは到底言い難い状況にある。

自衛隊は二十数万の人員を擁する巨大な組織である。それは同時に、防衛省・自衛隊は二十数万の大切な命を預かっているということでもある。

防衛省・自衛隊が、今回の判決を契機に、自分たちが二十数万の命を預かっていることを再度認識し、「私的制裁」の徹底的な防止と、真に有効な自殺防止対策を講じることが強く求めたい。

戦争予防訴訟としての安倍首相の 靖國参拝違憲訴訟

東京 井堀 哲

1 安倍首相の「自分記念日」参拝

二〇一三年二月二六日、政権一周年という節目（「自分記念日」）に、安倍晋三内閣総理大臣（以下「安倍首相」という）が、東京九段の靖國神社に参拝した（以下「安倍参拝」という）。これを受け、二〇一四年四月二日（靖國神社の例大祭の初日）、市民二七三名（韓国人二〇名）が、安倍参拝の違憲確認や今後の参拝差し止め等を求め、国、靖國神社、安倍個人を被告とし、東京地方裁判所に提訴した。

事件は民事六部に係属中であり、第一回口頭弁論が九月二三日午後二時より一〇三号法廷（大法院）で開かれる。

2 「安倍参拝」のココが特徴

(1) 「公式」「宗教」に彩られた参拝行為

安倍参拝の特徴は、第一に、靖國参拝を政権公約として位置づけ、政権一周年という節目の日に参拝するなど、公式参拝の要素が強い点である。

第二に、二拝二拍手一礼という神道の儀式に従った方法を取り、かつ参拝後も「御英霊に対して、哀悼の誠を献げ」たとコメントする等、宗教的側面も色濃い点である。

第三に、本殿だけではなく、鎮靈社（靖國神社本殿に祀られていない者と世界各国すべての戦死者や戦争で亡くなった者の霊を祀っていると説明されている）に参拝した点である。安倍首相としては、国際的批判と政教分離違反をかわす狙いがあったと思われるが、逆に「であれば南京大屠殺記念館にも参拝せよ」といった批判も噴出して極めて評判が良くない。

(2) 中曽根・小泉参拝に対する違憲判決後の参拝

首相の靖國参拝に対しては、一九八五年八月五日の中曽根首相によるもの（以下「中曽根参拝」という）、二〇〇一年八月三日等の小泉首相によるもの（以下「小泉参拝」という）に対して各々違憲訴訟が提起されている。中曽根参拝については「違憲の疑い」（一九九二・七大阪高裁）、「継続したら違憲」（一九九二・二福岡高裁）、小泉参拝については違憲判決（二〇〇四・四福岡地裁、二〇〇五・九大阪高裁）が出ており、同判決が確定している。安倍首相が前記違憲訴訟の存在を認識していることに鑑みれば、本件参拝は司法判断を無視して参拝に踏み切った事例と評価できる。

(3) 参拝前夜の国際情勢、参拝後の国際的批判

今回の安倍参拝は、領土問題や慰安婦問題等で中韓両国との緊張関係が惹起された中で行われ、

しかも「同盟国」である米国の牽制を無視して行われた。これらの状況を反映して、中国韓国のみならず、フィリピン、シンガポール、インドネシア、ロシア、欧州連合（EU）、国連事務総長、ドイツからも非難と疑問の声が挙がる等、今までにない程広汎な国際的批判が繰り広げられた。

3 請求の趣旨のポイント

本件訴訟における請求の趣旨は、概ね以下の通りである。

- ① 安倍首相に対する参拝差止め
 - ② 靖國神社に対する参拝受入差止め
 - ③ 前記①②の違憲確認
 - ④ 原告ら一人当たり二万円の損害賠償
- (1) 被告靖國神社に対する参拝受入の差し止め

過去の参拝違憲訴訟では、宗教団体である靖國神社は被告にしなかった。しかし、首相の参拝行為が多くの反発と批判を招くのは、その対象が靖國神社だからである。また二〇〇七年に国会図書館が編纂した「新編靖國神社問題資料集」に、国と靖國神社が頻繁に綿密な打ち合わせを行って戦没者の合祀行為を行っている過程が明らかになっており、合祀や参拝にかかわる訴訟の当事者として、靖國神社を除外すべきではない。

今回の安倍首相の靖國参拝についても、首相官邸が事前に靖國神社に連絡をし、当日は首相を宮司が出迎え、職員が先導して同行し、本殿周辺の人払いまでしている状況が見受けられる。靖國神社は単に「受け身」ではなく、積極的に首相の参拝を受け入れている。そこで、今回は、靖國神社もターゲットにして、今後は参拝の受入を行わないよう求めた。

(2) 靖國神社の憲法違反

もう一つの特徴は、靖國神社（私人）との間で違憲確認を求めている点である。すなわち、こと合祀や参拝受入に関して言えば、国と靖國神社の関係は密接であり、本件においては私人の行為を国家の行為と同視して憲法を適用すべきである（国家同視説）として、靖國神社の行為は「国家の行為」とみなし、憲法の適用が可能である旨主張している。

4 司法の壁を乗り越えられるか

(1) 政教分離違反は明らか

前記2(1)で述べた特徴に鑑みれば、過去の参拝と比較して、安倍参拝は「公式参拝」色や宗教色の濃い参拝と言える。よって、この点を丁寧に立証していけば、仮に目的効果基準が採用されたとしても「国家と宗教の過度の関わり合い」の要件は

クリアできるものと考えている。

(2) 立ち足る付随的審査制の「壁」

もともと、付随的審査制の下では、憲法判断の前提として事件性の要件が要求される。過去、中曾根参拝及び小泉参拝の際の違憲訴訟に対して、そのほとんどについて「権利侵害乃至損害なければ憲法判断せず」という、いわば、付随的審査制を隠れ蓑にした「違憲判断逃避」判決が出されてきた。

そこで、提訴に当たっては、安倍参拝によって侵害されている我々の権利とは何なのか？ 勝つための被侵害利益概念をどのように構築するか？ という問い直しが求められた。

(3) 新たな視点

まず平和的生存権を被侵害利益の一つとした。つまり、安倍参拝が、戦争の精神的基盤を確立するとともに、近隣諸国との関係を悪化させて軍事衝突を招く危険性のある行為であることを指摘している。

また、広く国際法に視野を展開して、自由権規約一八条二項に定めた「自ら選択する宗教ないし信念を保持する自由を侵害するおそれのある強制を受けない」権利の侵害であるという論理を展開した。ここで禁止される「強制」には、間接的ないし不明確な形態の不当な圧力や影響力も含む。「参拝行為は直接的な権利侵害ではない」とする被

告側の反論をクリアすることができる法的構成であると考えている。

5 最後に「戦争国家への「総仕上げ」としての靖國参拝

本件参拝は、国家のために死んだ者を慰霊・顕彰し、国家のために死ぬことを美化し称揚、鼓舞

するものである。憲法改正草案、九六条先行改憲、集団的自衛権の行使容認、特定秘密保護法という一連の政策の中で見ると、安倍参拝は、国民に戦争を厭わず、これに参加せよと促すプロパガンダといつてよい。安倍参拝の狙いは、前記のような安倍政権下の諸政策で整えられた戦争国家への物理的基盤を、精神面で支えることにある。つまり、安倍参拝をもって物心両面の「戦争への

備え」が完成することになる。

本件訴訟の意義は、前記のような安倍政権による企てを阻止する「戦争予防訴訟」である。多くの会員の支援と支持を賜りたい。

(安倍靖國参拝違憲訴訟弁護団 事務局長)

「六六期司法修習生」という立場

埼玉 伊藤 真悟

1 はじめに

初めまして。埼玉弁護士会会員の伊藤と申します。今日は、私たち司法修習六六期がどのようなルートを経て法曹になっていったのかをご説明したいと思います。

2 旧司法試験のルートがほぼ閉ざされていたこと

まず、旧司法試験を受けるためには、通常大学三年生にならないと受験資格が得られません。しかし、私が大学生三年生時の合格者は一四一名、翌年が一〇一名、大学院一年生の

時が五二名と、合格するには果てしなく狭き門でした。したがって、よほどの天才でなければ法科大学院に進まざるを得なかったのです。

3 法科大学院受験

私たちが法科大学院に入学したのは二〇一〇年、このときは今と違ってそれなりに入学希望者は存在しました。したがって、人気のある大学院の既修者コースに入るには受験予備校に通って対策する必要がありました。法科大学院入学のために留年する者も珍しくありませんでした。

ちなみに、大学院の授業料は一番安い国立既修者コースでも二年で二〇〇万円弱、私立の未習者コースでは五〇〇万円を超えるとこのもあります。

4 法科大学院生活

まず、大学院の授業の課題や予習復習で必然的に勉強が課されるため、周りでアルバイトをしているものはごく少数でした。私は不真面目な学生だったのでバイトをしていましたが、それでも月三万円程度しか稼ぐ余裕はありませんでした。そして、書籍代やコピー代で多額の出費を強いられるので、年一〇万円程度に上る人も少なくなかったと思います。

授業内容については、私の大学院では受験指導だけでなく実務家教員による指導や、選択ゼミなど充実したカリキュラムが存在しました。しかし、今振り返ると司法修習のカリキュラムの方が法曹養成の観点からは遙かに優れていたように感じます。法科大学院での授業は、基本的に紙の上だけの学問で退屈だな、と感じていたからです。なお、予備試験については大学院最終年度にできた制度なので私たちには関係ありませんでした。

5 そして貸与制へ

大学院一年目のときには給費が延長されたというニュースが入ったので、なんだかんだ給費を受け

られるのではないかと期待していました。そのため、あっさり打ち切られて失望した記憶があります。

これまで私が、法曹になるために捻出した費用は、受験予備校代一〇〇万円程度、大学院の学費二〇〇万円、修習費用二五〇万円程度、その他書籍代などを合せて六〇〇万円近くに及ぶと思います。なお、私はストレートでこられたので、これはほぼ最安値です。平均的な場合一〇〇〇万円程度はかかっているのではないのでしょうか。

あと、忘れてはならないのは地方格差のことです。私は大学入学時に上京したため、学生時代に莫大な生活費がかかっています。地方の生まれだと、高度な法学教育を受けるため、また費用が高みます。私は司法修習でも地方に行くことになったので、そこでもまた生活費が高みました。

6 今の制度に対して思うこと

私たちの世代は大学三、四年時にリーマンショックが直撃したため、親がリストラにあって、金銭上の都合で法曹を諦めた人が何人もいました。法曹になっても借金を返せない

と踏んで民間企業に行く人も珍しくありませんでした。司法試験に合格しても修習に行かずに公務員になった人もいます。

とにかく、お金がなければ法曹になれないという制度は不公平きわまりません。法曹になった人でも借金が一〇〇〇万円を超えているケースもざらです（六六期は平均六〇〇万円の借金を負っているのですから）。

こんな状況では、人権擁護と社会正義に燃える若者がいたとしても、経済的事情で法曹を諦める人が続出します。今の若手弁護士もどんどんビジネス指向になると思います。自分の生存権すら危ういのでは、他人の人権まで気を回せません。六六期の弁護士が、このような危機的立場にあることを、しっかりとご理解下さい。

ちなみに、私たち六六期の有志はこんな現状を打破するため給費制廃止違憲訴訟に取り組んでいるので、今の法曹養成制度に危機感を覚えた方は、ぜひご協力よろしくお願い致します。

ロースクールの実情と法曹養成

立憲主義に反する「解釈改憲による集団的自衛権の行使容認」に反対する議長声明

1 二〇一四年二月二日、安倍晋三首相は、衆議院予算委員会において「最高責任者は私」と述べ、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（安保法制懇）から集団的自衛権の行使容認についての報告書の提出を受けた上で、夏ごろまでに日本が

直接攻撃を受けていなくても支援や反撃ができるよう、集団的自衛権の行使容認を閣議決定で決める意向を表明した。また、報道によれば、本年五月二五日には安保法制懇から報告書の提出を受け、同日には政府の「基本的方向性」を発表するとされている。

安倍首相は、対中防衛のための日米同盟の強化を喧伝し、今秋の臨時国会で自衛隊法や周辺事態法などの改正案を成立させ、年末までに行う「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の再改定に行使容認を組み込もうと、解釈改憲の実現を急いでいる。

2 しかし、歴代の内閣および内閣法制局は、憲法

九条二項が戦力の保持を禁止し交戦権を認めないものと、日本が自衛のために保持できるのは、日本への急迫不正の侵害があった場合にこれを排除する必要最小限の実力であるとしてきた。

そして、集団的自衛権については「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」とした上で、我が国が行使しうる自衛権は、自国への急迫不正の侵害があった場合に実力をもって防衛すること（個別的自衛権）に限定され、自国への攻撃を条件としない集団的自衛権は我が国を防衛するための必要最小限の範囲を超えるものであり、憲法九条に反して許されないとの憲法解釈の見解を一貫して維持してきた（昭和五十六年六月三日衆議院法務委員会角田法制局長官答弁など）。

集団的自衛権の憲法解釈を変更することについての「自由になんか変えることができるよ

うな性質のものではない」との政府答弁（二〇〇五年一月四日内閣参質一六三第一四号）もそのことを裏付けている。

3 それにもかかわらず、時の政府が、憲法の解釈を恣意的に変更し集団的自衛権の行使を容認することは、立憲主義や法の支配という基本原理を破壊するものであって断じて許されない。

そもそも憲法とは、国民の自由や権利を守るために政府を縛る規範である。

時の政府が自らの判断で憲法解釈を変更できるとする安倍首相の考えは、拘束「される側」の政府がその拘束の内容を決定するというものであって、立憲主義に真つ向から反する。

4 これまでの歴史を振り返れば、米国によるベトナム戦争や旧ソ連によるアフガニスタン介入など、過去にも多くの国家が集団的自衛権の名のもとに海外での侵略戦争や武力干渉を繰り返してきた。集団的自衛権が、他国から何ら攻撃されていないにもかかわらず、「自衛」の名のもとに他国を攻撃する口実に用いられてきたのは明らかである。

また、政府が想定している「自国と密接な関係にある外国」とは、世界の軍事予算の四割弱を占める米国であって、米国が仕掛ける理不尽な戦争に加

担・協力させられることに道を開くことは憲法の平和主義に真つ向から反する。

このように集团的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更は、これまで歴代政府が禁じてきた海外での武力行使に道を開き、憲法九条を死文化させるとともに立憲主義を破壊するものである。

5 当部会は、立憲主義に反する、憲法解釈変更に

よる集团的自衛権の行使容認について、強く反対するものである。

二〇一四年五月一四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

少年法「改正」に強く抗議する議長声明

本年四月一日、検察官関与対象事件の拡大、厳罰化を内容とする少年法「改正」法案が成立した。

しかし、本「改正」法は、以下のような少年法の基本理念に反する重大な問題点があるため、当部会は本「改正」法の成立に強く抗議する。

1. 少年審判は、刑事裁判とは異なり、非行を行った少年を非難し刑罰を与えるのではなく、可塑性に富む少年の「健全な育成」のために、少年の非行性を解消する処遇を決定することを目的としている（少年法一条）。このため少年審判は「懇切を旨として、和やかに行う」（少年法二二条一項）とされており、少年と裁判官の対話を通じて適切な処分が決

定される審理構造となっている。

しかしながら、刑事責任の追及を職責とする検察官を少年審判に関与させることは、少年に心理的圧迫を与え、萎縮させるという点で上記少年法の目的・構造と根本的に矛盾するばかりでなく、予断排除原則や伝聞法則の適用もない少年審判において、えん罪の危険が高まり、事実認定の適正化という本「改正」の目的にも反するものである。既に検察官関与制度が導入された二〇〇〇年改正後にえん罪が発生している事実を深く反省すべきである。

本「改正」法の成立により、検察官関与対象事件が拡大されたことで、観護措置をとられた少年の

終局処分のうち、約五・五%だった対象事件が、約八二%まで拡大されることになり（二〇一二年の資料に基づく）、少年法の保護主義の理念は根底から崩壊してしまいかねない。

2. 本「改正」法は、刑期の引き上げ等による厳罰化も内容とするものであるが、可塑性に富む少年に必要なものは「育ち直し」であり、社会から隔絶された刑務所に少年を長期収容することは、その更生を阻み、自立を困難にするものである。

3. これら検察官関与対象事件の拡大及び厳罰化は、法改正を支える十分な立法事実が存在しないうえに、その目的と効果が十分に検証されることもなく、わずか短時間の審議において成立しており、あまりに拙速なものである。

また、これら「改正」は、国際準則に矛盾し、国連子どもの権利委員会による勧告を無視するものであつて、国際基準に照らしても到底容認できるものではない。

4. 本「改正」法は、国選付添人対象事件の拡大も内容としているが、これは、成長・発達過程にあり表現力・理解力に乏しい少年の適正手続保障をする上で不可欠の制度であるから、法改正として当然の方向であるが、今なお対象事件が限定されている

こと、国選付添人の選任は裁判所の裁量とされている点で不十分である。

また、国選付添人対象事件の拡大は、検察官関与対象事件の拡大と一体のものとして扱われているが、両制度の間には、全く論理的関連性がなく、同時に拡大する必要がないことは明らかである。国会審議では、今後もセットでの議論が必要であるかのような答弁がなされているが、国選付添人対象事件の拡大をもって、検察官関与対象事件の拡大が是認されることは決してあつてはならない。

5. 青年法律家協会弁護士学者合同部会は、これまで、以上のような少年法の基本理念と根本的に矛

盾する検察官関与対象事件の拡大及び厳罰化を含む

本「改正」法案には断固反対し、すでに二〇一三年六月二日と二〇一四年二月一日に反対声明を発表している。

今回、本「改正」法が成立したことに對し、当部会は、強く抗議するとともに、今後の運用を監視し、少年法の理念に沿った再改正がなされることを求める。

二〇一四年五月一四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

浦志強氏ら拘束された中国市民の釈放を 求める議長声明

1 中華人民共和国の弁護士・浦志強氏が、騒動挑発罪の容疑で、北京市公安局に拘束されたことが判明した。同氏は、現在も、北京市第一看守所に拘留されている。

浦志強氏は、二〇一四年五月三日に、一〇数名の学者や弁護士、活動家等と、一九八九年六月四日に

発生したいわゆる「天安門事件」に関する研究会に出席していた。

同氏は、研究会の翌日の五月四日夜に公安局に連行され、翌五日には家宅搜索を受け、六日には刑事拘禁処分とされたものである。また、集会の他の参加者にも同様に拘禁されている人びとがい

る。

2 浦志強氏は、中国において、言論の自由を中心とした、多くの人権問題・社会的価値の極めて高い問題に関わってきた弁護士である。中国で五六年間続いてきた、労働教養制度（矯正目的の労働を強要する制度）の廃止を二〇一三年に現実のものとするのに大きく貢献する等、中国における重要な人権問題の解決を通じ、同国の開明に貢献してきた人権派弁護士であり、中国で極めて大きな影響力を有する人物である。

3 青年法律家協会弁護士学者合同部会（以下「当部会」）は、今年二月、浦志強氏の来日を受けて懇談会を開催し、中国での人権問題や氏の活動の意義について積極的な意見交換を行い、今後の両国の弁護士・活動家の友好関係、協力体制の確立を約束したばかりである。

4 天安門事件は、それ自体が、民主化を求める一般市民に対する弾圧事件として、極めて悲惨な人権侵害であった。それだけではなく、中国政府は、同事件に対する深い反省と人権の保障された民主的な社会を求める市民の取り組みさえも、弾圧し、更なる人権侵害を引き起こしている。

今回の浦志強氏らに対する拘束は、まさにこう

第45回定時総会のお知らせ

2014年 6月28日(土)～29日(日) 秋田

2014年度日程のご案内

秋田総会で2014年度の日程を決定します。
手帳にご記入ください。

【常任委員会】

- *第2回 2014年 9月12日(金)～13日(土)
※3月号に誤記がありましたので訂正いたします。
- *第3回 2014年12月 5日(金)～ 6日(土)
- *第4回 2015年 3月 6日(金)～ 7日(土)

【総 会】

2015年 6月27日(土)～28日(日)

した許されざる弾圧事件に他ならない。

5 今日、国際的に確立された人権基準は、極めて重要な人権として、集会の自由・表現の自由の保護をうたっており、浦志強氏らに対する拘束は決して容認できるものではない。

当部会は、中国政府に対し、同氏らの拘束は不当なものであるとして、強く抗議するとともに、浦志強氏及び同じく拘束された集会参加者を、直ち

に釈放することを求める。

6 また、当部会は、中国の友好国である日本政府に対して、国際協調主義と国際的な人権基準の尊重の立場から、浦志強氏ほか拘束された集会参加者の釈放を求めるよう、適切な対応を求める。

二〇一四年五月一六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

編集後記

▼ウチの子の運動会が五月なので、何か役立つ指導をしてあげようと思いい、「かけっこで一番になれる本」(長澤宗太郎・中

経出版)を読んだ。▼要素の半分はメンタル(やる気・リラックス・目に見える上達)だという。そして、残り半分の「技術」に関しては、「ヨイ」段階で肩の力を抜き、手をだらりと下げる、「ドン」で利き足によるダッシュ、疾走中は背筋を伸ばして前傾し、手のひらをパーにして下(ー)を向ける、など、聞いた事のないようなことばかりだった(それぞれ科学的な根拠がある)。▼思えば小中学校のころは体育が苦手でボールが飛んできても全く動かず「お不動様」と呼ばれていた私である。当時、メンタル面を考慮しつつ、科学的な説明で指導してくれる先生がいてくれればどれだけ楽しかったか。▼今からでも遅くない、これからどれだけ運動能力が伸びせるか、挑戦だ、などと考えているうちに運動会の日がやって来てしまい、ウチの子は四番でした。来年に向けてがんばろう!

(町田正裕)